

2024 年 7 月 会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF） 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議が、2024 年 7 月 8 日及び 9 日に英国（ロンドン）で開催された¹。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2024 年 7 月 ASAF 会議出席メンバー

（ASAF メンバー）

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）	Rana Usman Khan 他
企業会計基準委員会（ASBJ）	川西委員長、山口常勤委員
中国財政部会計司（MOF-ARD）	Yu Chen 他
韓国会計基準委員会（KASB）	Jae-Ho Kim 他
エフラグ（EFRAG）	Didrik Thrane-Nielsen 他
フランス国家会計基準局（ANC）	Robert Ophèle 他
ドイツ会計基準委員会（DRSC）	Sven Morich
英国エンドースメント審議会（UKEB）	Pauline Wallace 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）	Benjamín Gallegos 他
カナダ会計基準審議会（AcSB）	Armand Capiscioltto 他
米国財務会計基準審議会（FASB）	Hillary Salo 他

（IASB 参加者）

Andreas Barckow 議長（ASAF の議長）、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

¹ 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。

2024 年 7 月 ASAF 会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15 分	5 分	3
資本の特徴を有する金融商品	60 分	70 分	4
引当金 — 的を絞った改善	90 分	30 分	7
電力購入契約	90 分	75 分	10
企業結合一 開示、のれん及び減損	120 分	95 分	14
カーボン・クレジットに関する AcSB のプロジェクト	150 分	125 分	18
カーボン・クレジットに関する FASB のプロジェクト			20
排出物価格設定メカニズム			22
無形資産に関する UKEB のプロジェクト	150 分	145 分	25
無形資産			28

今後の日程(予定)

2024 年 9 月 26 日及び 27 日 (ロンドン IASB)

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか ASAF 対応専門委員会、IFRS 適用課題対応専門委員会において検討を行った。

II. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

3. 本セッションでは、国際会計基準審議会（IASB）のプロジェクトの近況報告と、2024 年 9 月 26 日及び 27 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
4. アジェンダ・ペーパーにおいては、次回 ASAF 会議の議題として以下が提案されている。
 - (1) 動的リスク管理（DRM）
 - (2) 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性
 - (3) IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー
 - (4) 料金規制活動
 - (5) キャッシュ・フロー計算書
 - (6) IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）

ASAF 会議での議論の概要

5. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（電力購入契約（PPA）及び排出物価格設定メカニズム（PPM）について）

- (1) PPA 及び PPM に関して、プロジェクトの動向について可能な限り早い段階でアップデートを提供していただきたい。
- (2) ((1)の発言に関して) PPA に関しては、9 月の ASAF 会議においてアップデートを提供できるかどうかは公開草案に対するフィードバックの状況次第と考えている。PPM に関するプロジェクトの動向については、今回の ASAF 会議において ASAF メンバーの見解を求めた上で、今後の IASB ボード会議での議論に反映する予定であり、まだ何も意思決定を行っていない。（IASB Barckow 議長）

（IFRS 第 17 号について）

- (3) IFRS 第 17 号に関しては、12 月の ASAF 会議のアジェンダに移しても問題ないと考えている。キャッシュ・フロー計算書に関しては、IASB のプロジェクトの進捗状況を考慮すると、9 月の ASAF 会議のアジェンダに含めることを希望する。

III. 資本の特徴を有する金融商品

議題の概要

6. IASB は、2023 年 11 月に「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）を公表し、2024 年 3 月を期限としてコメントを募集した。
7. 本セッションでは、受け取ったコメントレター及びアウトリーチからのフィードバックの要約について、IASB スタッフが説明した。当該フィードバックの要約及び IASB が再審議において優先すべき論点について、ASAF メンバーに意見が求められた。

ASAF 会議での議論の概要

8. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（本公開草案全般について）

- (1) フィードバックの要約は法域内の利害関係者等から聴取した内容と整合している。
- (2) 修正の結果、新たな解釈の問題が生じることを防止するために、明確化や適用指針及び設例の提供が重要である。
- (3) 実務の多様性は主に金融商品の特徴自体の多様性を反映して生じているものであり、新たなルールを開発することによる導入時の負荷や、分類が変更されることによる実務の混乱の方をより懸念している。
- (4) （(3)の発言に関して）利用者に対するインタビューでは、同一法域内では実務が定まっている場合でも、法域を跨いだ際には異なる会計処理がなされていることがあり、開示で修正がきかないと聞いている。（IASB 理事）
- (5) 要求事項の変更により、その目的の達成より多くの問題を生じさせないかという点及び費用と便益の関係で効果的な解決策が存在するかという点を検討する必要がある。
- (6) 実務の多様性が存在するとして、その多様性が問題なのかという点に疑問を持っている。我々の法域の財務諸表利用者は、契約条件や特徴の違いを開示で示すことを求めており、開示が負債か資本かの分類が難しい複雑な商品への対応を助けるかもしれない。
- (7) （(6)の発言に関して）負債に分類されるか資本に分類されるかで再測定されるかどうか異なるため、開示のみに頼ることについては注意喚起したい。（IASB Barckow

議長)

(法律又は規則の影響について)

- (8) 公開草案の提案は、いくらかの明確化をもたらす一方で、新たな問題を引き起こすことが懸念される。唯一の可能性のある解決策は包括的なアプローチに変更することであり、それが不可能なら提案を撤回することを推奨する。

(デリバティブについての固定対固定の条件について)

- (9) ダウン・ラウンド調整²は、転換可能な金融商品の所有者を有利にすることを目的としておらず、当該商品の契約価値を守るために行われるものであるため、固定対固定の要求事項を満たすものと考えられるべきである。

(企業自身の資本性金融商品を購入する義務について)

- (10) プット・オプションが付与された場合は、非支配株主に帰属する持分は資本に維持されるべきではない。

(条件付決済条項について)

- (11) 条件付決済条項を含んだ金融商品の測定について、IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）で別途定めるよりも、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）で定めるべきである。

(金融負債及び資本性金融商品の分類変更について)

- (12) 契約上の取決めの実質が時の経過によって変化する場合に金融負債から資本への再分類を禁止する公開草案の提案に反対する。我々の法域では、作成者にとって再分類は負担ではないとの見解が聞かれている。
- (13) 再分類が適切な場合と適切でない場合については、実務の中で論理的な帰結が導かれており、解決すべき問題があるとは思えない。提案はむしろ、そうした実務を大きく変えるリスクを冒しているように感じる。

(開示について)

- (14) 本提案で示された追加の開示の要求事項は合理的だが、過剰な開示のリスクはあると

² 発行価格（株式の発行時点の現在の市場価格）がワラントの行使価格を下回る場合に、自社の資本性金融商品に対するデリバティブの行使価格が新たに発行される普通株式の発行価格と同額に引き下げられる調整をいう。

考える。現行の開示要求事項への追加について、必要以上の開示を要求しないことを確保する点でどこまで許容できるかを見極める必要がある。

- (15) 開示のバランスについては、重要性のフレームワークをどのように適用するかという問題でもある。

(再審議において優先すべき論点について)

- (16) 法律又は規則の影響は、要求事項の遡及適用の要否を含め重要な論点である。もう 1 つの重要な論点は固定対固定条件である。我々の法域では多くの会社が機能通貨とは異なる通貨で金融商品を発行しており、優先して対応されるべきである。

- (17) NCI プットと法律又は規則の影響に関する論点については、別のプロジェクトとして取り扱うことを提案する。IASB が取り組んでいる問題への対応は実務に影響を与えるものであり、また、そうでなければプロジェクトの意義は乏しい。

- (18) 法律又は規則の影響、固定対固定の条件（特に時の経過による修正）及び分類変更について特に懸念が示されており、IASB がこれらの論点の再検討を優先して取り扱うことを望んでいる。

(その他)

- (19) 負債と資本の分類の整理は動的リスク管理にも影響を及ぼすかもしれず、留意してほしい。

IV. 引当金 ― 的を絞った改善

議題の概要

9. IASB は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）について、次の 3 つの的を絞った改善を検討している。
 - (1) 引当金の認識基準―現在の義務という認識規準の修正
 - (2) 測定―割引率に関する要求事項の定め
 - (3) 測定―引当金に含めるべきコストの明確化
10. 本セッションでは、前項の 3 つの論点に関する IASB の暫定決定について、草案及び書面投票手続前に ASAF メンバーに意見が求められた。
11. ASAF メンバーへの質問は次のとおりである。
 - (1) 現在の義務という認識規準に関する暫定決定や草案について、意見や質問はあるか。
 - (2) 割引率に関する暫定決定について、意見や質問はあるか。
 - (3) 本プロジェクトの他の側面について、意見や質問はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

12. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（現在の義務という認識規準）

- (1) 現在の義務という認識規準に関する暫定決定に概ね賛同する。(ASBJ)
- (2) 我々の地域では、暫定決定の方向性を支持する意見と IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」（以下「IFRIC 第 21 号」という。）の方向性の維持を支持する意見の両方が聞かれている。

現在の義務の 3 つの条件について

- (3) IAS 第 37 号の修正案では「性質」の条件である「経済的資源の移転」と「経済的資源の交換」との区別が明確でないと考えられるため、両者の違いをより明確に説明すべきと考える。(ASBJ)
- (4) 現在の義務を 3 つの条件に分解するという方向性に賛同する。また、「時期」の条件をより強化するために、将来の行動と継続企業の前提との相互作用及び将来の行動

と蓋然性が資源の流出の条件の属性であることとの矛盾の有無についてさらに検討することを提案する。

- (5) 現在の義務を構成する 3 つの条件について、「強さ」「性質」「時期」の名称は翻訳が難しく必ずしも必要でもないを考える。(ASBJ)
- (6) 「強さ」という条件の名称については、条件が理解されにくいと考えられるため、代替案として「強制可能性 (enforceability)」を提案する。
- (7) ((6) の発言に関して)「強制可能性 (enforceable)」という用語の使用に関しては、法律の専門家の判断が必要になるとの批判があり、使用しない方がよいと考える。
- (8) 「回避する実際上の能力がない」という要件を実務上適用することは困難であると考えられるため、適用ガイダンスが必要と考える。

IAS 第 37 号の修正文案について

- (9) 契約が必要とされない推定的義務とすでに契約があると想定される不利な契約について、同じ箇所にあるのはわかりにくいと考えるため、分けて記載すべきと考える。(ASBJ)
- (10) 企業が責任を果たさない場合の結果を示す文案について、責任を果たす場合の経済的結果よりも著しく不利にならない場合には、企業が引当金の計上を免れる可能性があると考ええる。
- (11) ディシジョンツリーや例示の改訂は基準の適用に有用である。

閾値を契機とするコストについて

- (12) 経済的資源の移転にあたり 2 つの別個の行動が要求される場合について、2 つ目の行動が遠い将来に行われる可能性がある場合どのような引当金を計上する必要があるのかなど、より複雑な例についても検討する必要があると考える。
- (13) 行動が最終的に閾値を超えるものとなるかどうかを判断するためには多くの判断や見積りが必要となり、事後の調整も必要となるため、実務上の適用が困難であるとの意見が聞かれている。
- (14) 閾値を契機とするコストに関する例示を拡大すべきと考える。

(割引率)

- (15) 不履行リスクの調整を含めないとする割引率に関する暫定決定に賛同する。
- (16) 規制上、特定の割引率に基づいて債務に対応する資産を保有しなければならない場合、引当金にも規制上の特定の割引率を用いることを認めることが適切であると考ええる。
- (17) 割引率におけるインフレ要素の取扱いについて明確化する必要があると考える。
- (18) 今回の議論に関連して、より一般的に、特定の種類の取引についてどのような割引率が適切かを選択する根拠をより良く理解できるようにすることが有用と考える。

(その他)

- (19) IFRIC 第 21 号の廃止や割引率の変更など、変更の影響が大きいと予想されるものがあり、経過措置について関係者の関心が高い。

V. 電力購入契約

議題の概要

13. IASB は、2024 年 5 月 8 日に公開草案「再生可能電力に係る契約（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案）」（以下「ED」という。）を公表した（コメント期限：2024 年 8 月 7 日）。
14. 本セッションでは、ED を公表した目的、提案されている IFRS 第 9 号の修正及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の開示要求についての概要を提供し、ASAF メンバーに意見が求められた。
15. ASAF メンバーへの質問は次のとおりである。
 - (1) 提案されている要求事項は、IASB が意図する目的を達成すると考えるか。
 - (2) 提案されている開示を行う上で、実務上の課題があるか。ある場合、どのような理由か。また、財務諸表利用者に対し有用な情報を提供するための代替案はあるか。
 - (3) 利害関係者からの早期の解決が求められていることを踏まえて、修正案の発効日はいつが適切か。

ASAF 会議での議論の概要

16. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（IASB が意図する目的を達成すると考えるか）

RECs について

- (1) 再生可能エネルギー証書（RECs）の会計処理をプロジェクトの範囲外とすることに反対する。特に、購入者はバーチャル PPA を RECs を取得する目的で締結しており、バーチャル PPA を RECs と変動対価とを交換する単一の構成要素の取引とみる余地があると考ええる。RECs と変動対価とを交換する単一の取引として会計処理することにより、バーチャル PPA の会計処理をフィジカル PPA の会計処理とより整合させることが可能となると考える。（ASBJ）
- (2) 我々の法域では、購入者の需要を超える再生可能電力について、購入者が電力を購入しないが差金決済により RECs のみ引渡しを受ける場合があり、この場合、RECs 部分の契約を PPA に組み込まれたデリバティブとみる場合がある。このため、PPA の会計処理が RECs の会計処理と常に切り離されるとは考えていない。

- (3) 我々の理解では、RECs は電力とは別に売買されることから、PPA とは別に会計処理されている。このため RECs を除いた部分のみについて会計処理を定めることができる。(IASB スタッフ)

修正案の記載場所について

- (4) 例外の範囲を再生可能電力に関連する契約に明示的に限定し、IFRS 第 9 号の一般的な要求事項の例外であることを明確にするために、関連するすべての修正案を一か所にまとめて記載すべきと考える。(ASBJ)

自己使用の例外について

- (5) IFRS 第 9 号における自己使用の例外に関する要求事項にさらに例外を設けるアプローチを支持しない。
- (6) IFRS 第 9 号における自己使用の例外に関する要求事項にさらに例外を設けるアプローチを積極的には支持しない。(ASBJ)
- (7) 自己使用の要求事項に関する IFRS 第 9 号の修正案が適用されるための再生可能電力の特徴の要件が厳しいため、適用範囲が相当程度狭まっている点について懸念する。
- (8) 一般論としては、再生可能電力か非再生可能電力に関わらず、類似する契約は類似する会計処理をすべきと考える。
- (9) 水力発電等の他の電力契約も範囲に含めるべきとの意見がある。
- (10) 自己使用の要求事項に関する ED の提案に賛成するが、自己使用の修正案がバーチャル PPA にも適用されるとの誤解が生じることを防ぐため、フィジカル PPA のみに適用することを明確化すべきと考える。
- (11) 自己使用か否かの評価を、他の IFRS 第 9 号の評価と同様に継続的に行うのか、契約開始時にのみ行うのかを明らかにすべきと考える。
- (12) 自己使用の要求事項及びヘッジ会計の要求事項の定性的基準に関するガイダンスや例示を追加すべきと考える。

ヘッジ会計について

- (13) ヘッジ会計の要求事項に関する修正案に関して、2019 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定と整合していない可能性があるとの指摘があるため、当該アジェンダ決定との関係性を説明すべきであると考ええる。

- (14) ヘッジ会計の要求事項に関する修正案はうまく機能することを期待するが、修正案がどのように機能するかを確認するために、適用後レビューで確認すべきである。

フィジカル PPA とバーチャル PPA について

- (15) フィジカル PPA とバーチャル PPA は経済的な効果が類似するにもかかわらず、両者の会計処理が異なることを懸念する。
- (16) すべての PPA に同様の会計処理を行うべきとも考えられるが、現行の基準においても異なる会計処理が適用されていること、また、財務諸表利用者は ED で提案されている開示により情報を入手できるため、ED の提案で良いと考える。
- (17) 企業が電力の購入者であると同時に販売者でもある場合の会計処理を明確にすべきと考える。

その他

- (18) ED の提案及び早期解決を図る姿勢に賛成する。

(開示における実務上の課題及び代替案)

- (19) サステナビリティ関連情報とみなされる可能性がより高く、注記を含め財務諸表に含まれる情報ではない情報の開示が提案されており、同意しない。(ASBJ)
- (20) 提案されている開示とサステナビリティ報告書で求められる開示との関係を明記すべきとの意見がある。
- (21) 企業が電力の購入者であると同時に販売者でもある場合の開示をどうするかが不明瞭である。財務諸表外に再生可能電力に係る契約の情報が集中する一方で、一部の情報のみが財務諸表注記に含まれる場合、コネクティビティとの観点からも断絶があるように思われる。また、経済的に類似する契約に対しては同じ会計処理をすべきであり、開示で対応すべきではない。
- (22) 財務諸表利用者は多くの情報が開示されることを望んでいるが、PPA のみに追加の開示が要求され、自己使用の例外を適用している他の取引には要求されない理由が説明できないと考える。
- (23) 提案されている開示は、自己使用の例外に関する修正の対象となるフィジカル PPA にのみ適用されるべきだと考える。
- (24) ED で提案されている開示の範囲が広すぎることを懸念する。また、財務諸表作成者

の負担を考慮し、一部の情報について開示の免除を検討すべきと考える。

(修正案の発効日)

- (25) 十分な準備期間を確保するため、発効日を 2025 年 1 月 1 日とすることには反対する。早期の適用を望む企業に対しては、早期適用を認めることで対応することができると考える。(ASBJ)
- (26) 発効日は 2026 年 1 月 1 日とすべきと考える。
- (27) 早期適用を認めることに同意する。(ASBJ)
- (28) ヘッジ会計の要求事項の修正について、将来に向かって適用するのではなく、遡及適用すべきと考える。
- (29) 自己使用の要求事項に関する修正案は遡及修正できるが、ヘッジ会計の要求事項に関する修正案は将来に向かって適用されるという不整合が生じており、問題の早期解決を重視するがゆえに、このような不公平が生じていると考える。

VI. 企業結合— 開示、のれん及び減損

議題の概要

17. 本セッションでは、IASB が 2024 年 3 月に公開した公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」に含まれる IASB の提案について、ASAF メンバーに意見が求められた。

18. アジェンダ・ペーパー（AP5）において、具体的に次の点について意見が求められた。

（1）戦略的な企業結合の閾値アプローチについて

IASB の提案する閾値アプローチに賛成するか。閾値は、利害関係者が戦略的な企業結合と考えるものを適切に捉えているか。そうでない場合、どのような閾値が考えられるか。

（2）開示の免除について

IASB の提案する免除は、財務諸表に情報を開示することに関する作成者の懸念に対応しているか。そうでない場合、免除の原則及び／又は適用ガイダンスにどのような変更が考えられるか。

（3）開示の改善について

IASB の提案する開示に係る修正案は、情報開示のコストを適切に考慮しつつ、より良い情報を求める投資家のニーズを満たしているか。

（4）減損テストについて

IASB の提案する減損テストの修正案は、コストと複雑性を軽減しているか。

ASAF 会議での議論の概要

19. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（戦略的な企業結合の閾値アプローチ）

- （1）戦略的な企業結合の定義を基準本文に含め、戦略的な企業結合を識別するための反証可能な推定規定を含めるよう IASB に提案する。（ASBJ）
- （2）定量的な閾値は、開示対象となる企業結合を限定するのに有用であるが、過度に依拠すべきではない。戦略的な企業結合として何を開示するのかという明確な目的に

基づいて、定性的な閾値と定量的な閾値を組み合わせで評価することが望ましい。
(ASBJ)

- (3) 実務面を考慮し、クローズドリストアプローチを支持する。
- (4) 企業結合はすべて戦略的に行うものであり、「戦略的」という表現は意味がないとの指摘が聞かれている。
- (5) 定量的な閾値として営業利益を含めることについては、営業利益の変動性が大きいことから懸念がある。
- (6) 10%という数値基準は低すぎる。
- (7) 10%の閾値は柔軟性がないため、複数の期間にわたり一連の企業結合を行う場合や10%には満たないが成長産業にある企業を取得する場合など、戦略的な企業結合を捉えられない可能性がある。(ASBJ)
- (8) 定性的な閾値は、企業が新たに事業分野や地域に参入する場合に限定されるものではない。(ASBJ)
- (9) 新たな営業地域への参入が必ずしも戦略的な企業結合であることを示しているとは限らない。

(開示の免除)

- (10) 我々の法域の作成者は開示の免除に概ね同意している。ただし、免除が既に生じた企業結合への影響に焦点を当てすぎている点を懸念しており、将来の企業結合に影響する可能性がある場合も免除の対象に含めることを期待している。(ASBJ)
- (11) 我々の法域では免除に関する提案は支持されており、また、免除が不適切に適用され得るような状況は認識していない。
- (12) 開示の免除の提案を支持するが、極めて稀な場合に適用されるものであるべき点は指摘しておく。また、免除の理由を開示することが商業上の機密の開示にあたる可能性がある点に懸念がある。
- (13) 開示の免除の範囲が狭すぎる。

(開示の改善)

全般的な見解

- (14) 公開草案で提案される情報の開示については、利用者と作成者で意見に隔たりがあり、便益がコストを上回っているか確信が持てないため、関係者に対するアウトリーチを実施することを提案する。
- (15) より良い情報を望む意見は広く聞かれているが、開示に関する提案については基本的に反対である。利用者から繰り返し聞かれている意見の 1 つは、のれんの費用の認識の遅れ（いわゆる“too little, too late”の問題）への対処であり、IAS 第 36 号「資産の減損」の開示の改善を提案することを検討している。

開示の記載場所

- (16) IASB は、この論点に限らず、どのような情報が財務諸表に含まれ、何を財務諸表外で開示するかという問題を解決しなければならない。財務諸表利用者が有用と考える情報が常に財務諸表内に開示されるべきとは考えていない。企業結合に関する開示については、取得日に関する情報だけではなく、取得後に経営者が見直しを行った場合も開示し続けることが重要であり、その場合、財務諸表外で開示した方がよい。また、企業結合に関する情報をレビューする経営者について、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」の定義を参照し、企業の経営幹部に限定するというのは狭く、企業に任せることも考えられる。(ASBJ)
- (17) 公開草案で提案される情報を財務諸表に含める場合、利用者と監査人で情報の性質の理解に違いが生じる恐れがある。このため、情報の性質について明確化を図ることが有益である。
- (18) 投資家が企業結合の成否を理解するための情報を要望している点は我々の法域でも聞かれているが、財務諸表内に拘っていない。財務諸表内で開示することについては、投資家の期待や監査の観点で情報の精度の水準に懸念がある他、我々の法域の規制環境下でうまく機能するか疑問がある。
- (19) 提案する情報を財務諸表に含めるべきかどうかについて、IASB は財務諸表に含めることで、投資家による情報収集のコストだけでなく、入手した情報の間での比較可能性の問題にも対処しようとした。財務諸表外が望ましいとするのであれば、これらの問題にどのように対処すべきかについて考えを聞かせて欲しい。(IASB Barckow 議長)
- (20) 企業結合に関する情報を財務諸表において開示することには反対意見が寄せられているが、概念フレームワークに記述される財務諸表の目的を満たさないため反対であるのか、それとも、例えば、監査可能性など、財務諸表に開示することで、より実

務的な課題が生じるため反対であるのか。両者を区別して、具体的な課題を知らせて欲しい。(IASB スタッフ)

期待されるシナジーに関する定量的情報等に対する見解

- (21) 期待されるシナジーに関する定量的情報の開示については、判断の程度や将来予測的な情報への依存度が著しいため、開示の改善を進めるにあたり主観性や監査可能性も含めた実務上の課題を慎重に検討すべきである。
- (22) 利害関係者の間で共通の土台を見出すことは不可能と思われるため、何らかの妥協点を見出すべきであるものの、期待されるシナジーに関する定量的情報の開示には抵抗感が非常に強い。
- (23) 企業結合の目標や期待されるシナジーに関する情報の監査可能性について懸念が聞かれている。
- (24) 期待されるシナジーがのれんの重要な部分であるとする、シナジーに関する定量的情報の開示とのれんの測定を行うことは概ね同じことを要求しているのではないかとのフィードバックがあった。

(減損テスト)

- (25) のれんの配分に関する修正案について、現行の実務から大きな変化はなく効果は限定的と見られている。
- (26) 修正案で進展があったとみられるのは、管理している対象をのれんではなく、のれんに関連する事業とした点であり、実務に即したものとなっている。
- (27) 減損テストにおける未だコミットしていない将来のリストラクチャリング及び資産の性能の改善又は拡張によるキャッシュ・フローに対する制限を撤廃する提案に同意する。
- (28) キャッシュ・フローに対する制限の撤廃について意見が分かれており、見積りの主観性や複雑性の増加に対する懸念が聞かれている。
- (29) 税引前のインプットと税引前の割引率を使用して使用価値を計算するという要件を削除する提案に同意する。

VII. カーボン・クレジットに関する AcSB のプロジェクト

議題の概要

20. AcSB は、カーボン・クレジットやその他の環境クレジットの会計処理に関する潜在的なアプローチについてリサーチを行った。
21. 本セッションでは、利用者や他の会計基準設定主体からのフィードバックを含めて、AcSB によるカーボン・クレジットに関するリサーチ・プロジェクトの結果について、アジェンダ・ペーパー（AP6）に沿って次の点について説明が行われた。
- (1) IFRS 会計基準におけるカーボン・クレジットの会計処理に関するガイダンスの欠如
 - (2) ボランタリー・カーボン・クレジットの会計上の取扱い
 - (3) コンプライアンス・カーボン・クレジットの会計上の考慮事項
 - (4) RECs の会計処理
 - (5) カナダにおけるカーボン・クレジットに関する財務報告及び開示の事例
22. 本セッションでは、ASAF メンバーに対する具体的な質問事項は設けられておらず、AcSB スタッフの説明に基づいて議論が行われた。

ASAF 会議での議論の概要

23. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（全般的な意見）

- (1) 我々の法域では、自然及び生物多様性等のサステナビリティに関連したクレジットもみられるようになってきており、またネット・ゼロへの関心も高まっているため、カーボン・クレジットの会計処理に関するプロジェクトを支持する。

（資産及び負債の認識）

- (2) ボランタリー・カーボン・クレジットを費用化することは、気候変動にプラスの影響を与えようとする企業の行動を不適切に阻害するのではないかという点については、会計の目的は基礎となる取引の経済性を報告することであり、会計処理が一定のインセンティブを与えるかどうかは別の問題であると考えている。
- (3) カーボン・クレジットの資産認識を負債と連動させるモデルにおいては、負債の決

済に使用される場合にのみ経済的便益が生じると認識しているが、負債がない場合であっても経済的便益が存在し、資産を認識する場合があると考えている。

- (4) (3)の発言に関して) 負債の計上が必要なのはカーボン・クレジットをただ負債の決済に使用するために購入した場合のみであり、売却するために購入したのであれば負債の計上に関係なく資産を認識できると考える。
- (5) カーボン・クレジットに関連する木材の価値を IAS 第 41 号「農業」に従って木材資産の一部として公正価値で計上した例について、企業が他の製品を生産すると同時にクレジットを創出する場合、クレジットを他の製品とは別個に認識し、公正価値をもって測定することは考えられないか。(IASB 理事)
- (6) ボランタリー・カーボン・クレジットも市場で売却可能であれば経済的便益があると思われる。しかし、負債が計上されるのは資産であるカーボン・クレジットを移転しなければならないからであり、資産があるのはカーボン・クレジットを負債の決済に充てられるからであるというのは循環論法に思われ、実務において使われているのか疑問がある。(IASB 理事)

(カーボン・クレジットに投資するファンド)

- (7) ボランタリー・カーボン・クレジットを購入するファンドの所有持分の会計処理に IFRS 第 9 号が適用される可能性があると考えている。(IASB 理事)
- (8) (7)の発言に関して) 我々の法域においては、投資会社が炭素吸収源と呼ばれるものに投資するファンドを設立して投資ユニットを販売するとともに、ネット・ゼロへの貢献を主張する例がある。投資会社にとっては、このような自らの炭素排出量を減らす効果があると主張しているファンドをどのように会計処理するのか、市場に販売する投資ユニットをどのように価格設定するのかという論点がある。

VIII. カーボン・クレジットに関する FASB のプロジェクト

議題の概要

24. FASB は、環境クレジットを創出する結果となるコンプライアンス・プログラム及びボランティア・プログラムの参加者並びに環境クレジットの政府でない創出者にとっての認識、測定、表示及び開示の要求事項を改善することを目的とするプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を進めており、2024 年後半に公開草案を公表する予定としている。
25. 本セッションでは、FASB による本プロジェクトの状況について、アジェンダ・ペーパー（AP7）に沿って主に次の点について説明が行われた。
- （1）本プロジェクトの目的及びタイムライン
 - （2）環境クレジット及び環境クレジット義務の範囲
 - （3）環境クレジットの認識及び測定
 - （4）環境クレジット義務の認識及び測定
 - （5）開示
 - （6）経過措置
26. 本セッションでは、ASAF メンバーに対する具体的な質問事項は設けられておらず、FASB の代表者の説明に基づいて議論が行われた。

ASAF 会議での議論の概要

27. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（全般的な意見）

- （1）AcSB のプロジェクトと同様に、FASB の本プロジェクトは、環境クレジットの会計処理に関する国際的な会計基準を開発するための議論を促進すると考える。（ASBJ）
- （2）我々の法域においては、現時点では環境クレジットに重要性がなく、関連性も低いですが、各法域の規制当局が独自の会計基準を設定しているため、今後問題が生じる可能性があると考えます。
- （3）環境クレジットは現時点では広がりのある重要性がないが、今後成長が見込まれてお

り、その問題にいつ着手すべきかが論点であると理解している。(IASB Barckow 議長)

(環境クレジットの資産認識)

- (4) 我々の法域においては、政府が企業にプログラムへの自主的な参加を奨励しつつ、将来制度が法的強制力を有する制度に移行されることが見込まれている。このため、法制度が制定されてはいないが、企業が将来の制度の導入に備えて環境クレジットを購入し、保有する可能性がある。この場合、環境クレジットを資産計上するために法的な義務の存在を必須とすべきかどうかについて議論の余地があると考ええる。(ASBJ)
- (5) 企業の自主的なコミットメントに充てるクレジットの購入を費用認識するという FASB の決定に関して、公開草案に対してコメントを募集するプロセスにおいてフィードバックを得ることが重要であると考ええる。(IASB スタッフ)

(環境クレジットの公正価値測定)

- (6) 環境クレジットを公正価値で測定するカテゴリーを設けるという FASB の決定には賛成する。ただし、FASB のモデルにおいて、売買目的で保有していない環境クレジットの公正価値の変動が企業の利益に影響を与える可能性がある点には懸念がある。我々は、公正価値測定の範囲を売買目的で保有する環境クレジットに限定し、公正価値測定を選択ではなく要求するモデルを選好する。(ASBJ)
- (7) 我々の法域のローカル GAAP では、クレジットを売買目的で保有する場合は基本的に公正価値で測定し、公正価値の変動は損益に反映することとしている。
- (8) 我々の法域における関係者は、金融機関が投資目的で保有しているクレジットの経済的実質は金融商品であり、公正価値が当該クレジットの価値を最もよく表していると考えている。我々の法域においてもクレジットの市場は成熟していないが、レベル3のインプットを使用して公正価値を測定することは可能だと考ええる。

(認識及び測定の再評価)

- (9) 企業の意図を反映させるモデルとする場合には、意図の変更に対応したテインティングルールを設ける必要があると考ええる。(IASB 理事)
- (10) ((9)の発言に関して) テインティングルールは設けていないが、企業の意図の変更に備えて各報告期間末に意図の再評価を行うことを提案する予定である。

IX. 排出物価格設定メカニズム

議題の概要

28. 本セッションでは、2024年6月のIASBボード会議における議論及びASAFメンバーへのアンケートに関するフィードバックの概要を含め、PPMに関連するホライズン・スキニング活動の最新情報がASAFメンバーと共有され、PPMに関するプロジェクトの優先付けについて、ASAFメンバーに意見が求められた。

29. ASAFメンバーに対する質問は、次のとおりである。

- (1) IASBによるホライズン・スキニング活動及びフィードバック、並びにASAFメンバーへのアンケートに関するフィードバックの概要について質問又はコメントはあるか。
- (2) IASBの作業計画及びパイプラインにあるプロジェクトを考慮した上で、IASBはPPMに関するプロジェクトを優先すべきと考えるか。

ASAF 会議での議論の概要

30. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(PPMに関するプロジェクトの優先付け)

PPMに関するプロジェクトを優先すべきという意見

- (1) 実務に多様性があり、今後重要性が増すことが予想されるため、PPMに関するプロジェクトを優先させるべきであると考ええる。
- (2) PPMに関するプロジェクトは無形資産のプロジェクトとは別に行うべきであると考ええる。
- (3) PPMの重要性の高まりを想定すると、次のアジェンダ協議のサイクルが開始される2025年末以降のスケジュールでプロジェクトに取り組むのでは遅すぎる可能性がある。例えば、持分法、企業結合及び超インフレのプロジェクトの優先度を下げて、PPMのプロジェクトに取り組むことが考えられる。また、いくつかのフェーズを設けて取り組むことも考えられる。

他のプロジェクトを優先すべきという意見

- (4) PPMの実務に多様性があることは認識しているものの、PPMに関するプロジェクトを

他のプロジェクトよりも優先させるべきとは考えていない。

- (5) 少数の法域から、無形資産やキャッシュ・フロー計算書に関するプロジェクトの完了後に PPM に関するプロジェクトを進めるべきとの意見が聞かれている。
- (6) 無形資産に関するプロジェクトは PPM に関するプロジェクトと関連性があると考えられるため、無形資産に関するプロジェクトを進める中で解決策が発見される可能性がある。
- (7) PPM に関する基準設定は必要と考えられるが、現時点での財務的影響は小さくなく、PPM が今後どのような速さで広がっていくか分からないため、遅くともいつまでに基準設定をすればよいか答えられない。
- (8) 我々の法域では、PPM に関する法律の制定が進んでいる法域はあるが、現時点ではまだ黎明期であると考えているため、我々は、超インフレの問題の方が PPM に関するプロジェクトよりも優先されるべきと考えている。

その他

- (9) PPM に関するプロジェクトを優先すべきであると考えているものの、どの程度の法域に影響があるかについて情報を得た後に PPM の問題の重要性に関する認識を決定すべきであるとする。
- (10) 暗号資産については極少数の企業について重大であったのに対して、PPM はすべての法域で重要なものであると耳にしているため、暗号資産と PPM では優先順位の付け方が異なると考えている。
- (11) PPM の法規制の枠組みがなければ、会計上の要求事項を設定することはできない。PPM の法規制がすでに存在する法域もあれば、存在しない法域もあり、今後かなり多くの法域が法規制を導入しようとしているため、状況は流動的である。リソースやプロジェクトのタイミングに影響してしまうため、我々が一番避けたいのは修正に修正を重ねることである。(IASB Barckow 議長)

(PPM に関するプロジェクトについての投資家の反応)

- (12) サステナビリティに関心を持つ投資家は、コネクティビティの観点から PPM のプロジェクトに興味を持っている。
- (13) PPM はサステナビリティに関連する問題の一部として取り上げられるテーマであると考えている。

- (14) 財務諸表におけるコンプライアンス・プログラムに関連する開示についての透明性が高くなかったため、投資家は、FASB が提案している環境クレジット・プログラムに関する開示についてポジティブなフィードバックを寄せている。

X. 無形資産に関する UKEB のプロジェクト

議題の概要

31. UKEB は、2022 年から無形資産に関する包括的な研究プロジェクトを実施しており、2024 年 5 月までに次の報告書を公表しており、本セッションでは、これらの報告書の概要が紹介されている。

- (1) インタンジブルズ³の会計：英国の利害関係者の見解（「Accounting for Intangibles: UK Stakeholders' Views」）
- (2) インタンジブルズの会計：財務諸表利用者の意見調査（「Accounting for Intangibles: A survey of users' views」）
- (3) インタンジブルズの会計：英国の財務諸表の定量的分析（「Accounting for Intangibles: A Quantitative Analysis of UK Financial Reports」）

32. 前項の調査結果の概要に関連した ASAF メンバーに対する質問は次のとおりである。

- (1) ASAF メンバーの法域の財務諸表利用者は、財務諸表を利用する前に無形資産の調整を行うのが一般的か。またどのような調整を行うか。
- (2) 英国の大多数の財務諸表利用者は、財務諸表がインタンジブルズに関する重要な情報源であることに変わりはなく、情報ニーズに関する会計的な解決策に関心があると述べている。このような状況は ASAF メンバーの法域においても一致しているか。
- (3) UKEB の財務諸表の定量的分析のレポートに類似する、インタンジブルズに関する定量的データはあるか。ある場合、無形資産の集中度や分布は英国の上場企業と類似するか又は異なるか。
- (4) ASAF メンバーの法域において財務諸表本体や注記における無形資産の分類に関する不統一はあるか。（例えば、企業結合で取得された資産か自己創設無形資産かが明確になっているか、「その他」の分類が広範かつ一貫性を欠いて用いられていないか）
- (5) ASAF メンバーの法域においてインタンジブルズに関する費用に関する情報があるか。ある場合、英国上場企業で観察されるようなパターンと同様のパターン（研究費が最も一般的に開示され、次に広告宣伝費、研修費が順に開示される）が見られるか。

³ UKEB のレポート「Accounting for Intangibles: UK Stakeholders' Views」において、インタンジブルズには IAS 第 38 号「無形資産」（以下「IAS 第 38 号」という。）においては認識されていない可能性のある項目も含まれるとしている。

- (6) ASAF メンバーの法域において未認識の無形資産について見積りを試行されたことはあるか。その場合、恒久棚卸法又は他の方法を使用したか。また見積りの規模はどの程度か。

ASAF 会議での議論の概要

33. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(無形資産の調整の有無について)

- (1) 利用者が無形資産の帳簿価額について調整を行うかは業種によって異なっている。例えば、製薬・バイオ技術業界については、一部の利用者が資産化された開発費を営業費用に組み替えて評価している。
- (2) 無形資産を除外する調整は行われているが、利用者が無形資産の価値を見積もるということは聞いたことがない。
- (3) ソフトウェア・コストについて、利用者はソフトウェア・コストの追加的な資産計上を求めておらず、むしろ、さまざまな企業間で公平な競争条件を作るため、資産計上された金額を除外している。

(財務諸表におけるインタンジブルズに関する情報ニーズ)

- (4) 有機的に成長している企業と買収によって成長している企業の比較可能性について懸念が聞かれているが、必ずしも自己創設無形資産を資産計上すべきとの意見ばかりではなく、企業結合の際に無形資産を計上すべきでないとの意見も少数ではあるが聞かれるようになっている。
- (5) ((4)の発言に関して) 将来の利益を生み出す可能性のある費用であれば、発生時点で損益に計上するのではなく、資産計上し将来の利益の計算上相殺を行うことが重要なのではないか。(IASB Barckow 議長)
- (6) 利用者がどのような情報を求めているかについて多様な意見が聞かれるのは、インタンジブルズの範囲が非常に広いからであると考ええる。また、一定の種類のインタンジブルについては、経営者による説明又は財務諸表のいずれに記載されていても、それほど大きな違いはないという意見が聞かれている。
- (7) 法域における基準設定主体の投資家出身のメンバーは、企業の市場価値を決定するのは財務諸表の機能ではないと述べている。

（インタンジブルズに関する定量的データ）

- (8) 法域においてこのような定量的データはない。

（無形資産の財務諸表本体や注記における分類に関する不統一）

- (9) 多くの法域では、自己創設無形資産と取得による無形資産というように区分して報告されておらず、全般的な傾向として、このような種類の資産の識別が行われていない。
- (10) 上場企業はすべて主要な規制当局が発行する規則に従わなければならない、統一された財務諸表テンプレートに従っている。

（インタンジブルズに関する費用に関する情報の有無）

- (11) 損益計算書の費用に関するプロジェクト及びキャッシュ・フローに関するプロジェクトにおいても、一貫して追加的な分解表示を求める意見は聞かれている。

XI. 無形資産

議題の概要

34. IASB は第 3 次アジェンダ協議で優先度が高いとされた無形資産についてこれまでリサーチ・パイプラインに入れていたが、2024 年 4 月からリサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、プロジェクトを開始した。
35. 本セッションでは、初期的な調査段階として、IASB が解決すべき問題、プロジェクトの範囲及び適時に改善を実現するためにどの様に作業を進めるのが最善かを IASB が決定する際の参考とするために ASAF メンバーの意見が聞かれた。
36. ASAF メンバーへの質問は次のとおりである。
- (1) 無形資産の会計処理について、法域の利害関係者は現在、どのような論点に直面しているか。IASB が解決すべき問題は何か。
 - (2) 本プロジェクトの範囲に含まれると想定される項目リストと(1)の回答を踏まえて、最優先/最劣後項目（3 から 4 個くらいを想定）はどれか、またその理由は何か。項目リストから除外すべきもの、又は項目リストに追加すべきものはあるか。
 - (3) IASB スタッフが想定する 3 つのプロジェクトの進め方（オール・イン・ワン・アプローチ、早期評価アプローチ、段階的アプローチ）について、利害関係者の懸念に対応し、適時の進展を可能にする進め方はどれと考えるか。IASB がその他に検討すべき進め方はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

37. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(IASB が解決すべき課題)

- (1) このプロジェクトの目的は、純資産の時価・簿価差額を縮小することではないということを明確にすべきである。概念フレームワークでは、財務報告の目的は企業価値を報告することではなく、利用者が企業価値を評価するのに役立つ情報を提供することであるとされている。このような観点から自己創設のれん又は自己創設無形資産を認識することは適切でないと考える。(ASBJ)

(プロジェクトの検討対象)

全般

- (2) 物理的実体の有無によって会計処理を分けることを要求している現行の IAS 第 38 号はもはや機能していないと考えており、経済的実質が有形財と同様であるものについては、例えばデジタル化された有価証券を金融商品である有価証券として会計処理するというように、有形財に適用される会計基準を用いて会計処理するようになればよいのではないかと。また、近年の傾向として、新たに生じた項目について当初から一貫した会計処理を望む傾向がある一方で、伝統的な無形資産に対する会計処理へのニーズは高くないため、新しい取引により焦点を当てるべきである。(ASBJ)
- (3) 経営者による説明に計上すべきものと財務諸表に含まれるべきものを明確に区分することが必要であると考えます。
- (4) IAS 第 38 号が開発されていた当時には存在していなかった新しいタイプの無形資産について、IAS 第 38 号がうまく機能しないのであれば、会計処理を見直す必要がある。
- (5) 新しいタイプの無形資産、暗号資産などについては課題があり、法域の利害関係者からは取得原価と減損に基づく会計処理は、無形資産の経済的実態を反映していないとの意見が聞かれていた。
- (6) 法域において、短期的な改善が望まれているものは、クラウド・コンピューティングについての会計処理である。
- (7) 個々の資産に関してどのような会計処理を行うかを検討する前に、原則を確立する必要があると考えている。
- (8) 利害関係者から緊急性が指摘されている項目の多くは定義と認識に関するものであった。
- (9) 法域の利害関係者からのニーズが高い項目として、開示、自己創設無形資産の認識基準、無形資産の償却期間の見積り方法が聞かれている。

(無形資産の測定基礎)

- (10) IFRS 会計基準が有形資産について混合属性モデルを採用していることから、無形資産についても混合属性モデルを採用し公正価値による測定を認めるべきであると考えます。どのような項目について認めるかについては議論する必要がある。(ASBJ)
- (11) 他の基準の適用範囲に入らないものは、IAS 第 38 号の適用対象となる可能性があります。

必ずしも意思決定に有用な情報をもたらさないことを懸念している。市場で取引される無形資産についても、IAS 第 38 号が適用される可能性があることを懸念している。

(開示)

- (12) 利用者が求めるすべてに応じて開示すべきではなく、利用者がなぜその情報を必要としているかという理由を分析することが重要である。どのような情報が財務諸表に含めて報告され、どのような情報が財務諸表外で報告されるのかについては、情報の目的に基づくべきであり、利用者が情報を必要とする目的が明確ではないことは、このプロジェクトに限らず、根本的な課題であると考えている。(ASBJ)
- (13) 概念フレームワークにも示されているように、開示は認識・測定に代わるものではないことから、開示の議論から着手してその後に認識・測定を議論するという方法は適切ではないと考えている。(ASBJ)
- (14) 企業が無形資産を忠実に認識し、未認識の無形資産に関連する費用を区分して情報開示できるよう、詳細で一貫性のある表示や用語の開発が必要である。
- (15) 開示の改善について優先度が高いと考えている。

(プロジェクトの進め方)

- (16) 利用者の意思決定に有用な情報を提供するためには、プロジェクトを確実に完了させる必要があるため、早期評価アプローチと段階的アプローチを組み合わせたアプローチが望ましい。
- (17) 早期評価アプローチ又は段階的アプローチを望む意見が聞かれている。
- (18) いくつかのフェーズを同時に進めることができ、追加的な作業が必要な項目については対応を遅らせることができるため、早期評価アプローチが望ましい。
- (19) オール・イン・ワン・アプローチが望ましいと考えるが、早期評価アプローチや段階的アプローチを選択する場合、範囲の明確化が必要であるとする。

以 上